

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

春季休業中の学校運営について

このことについて、令和2年3月19日付け教体第1922号において連絡したところですが、国からの学校における教育活動再開等についての通知及び兵庫県新型コロナウイルス対策協議会からの提言を踏まえ、春季休業中の3月25日(水)～4月7日(火)の期間、学校運営を以下のとおり行うようお願いいたします。

なお、春季休業期間中も引き続き、3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なることを徹底的に回避する等、新型コロナウイルス感染症対策を遺漏なく行うようお願いいたします。

記

1 第1・第2・第4学区

感染が依然として見られ、特に学区内にクラスターが発生していることから、現状の自粛を継続する。

(1) 部活動について

①活動場所：校内のみとする

②活動時間：1日2時間を上限とする

③活動を行わない日：少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休むこと

④対外試合・合同練習・合宿：認めない

(2) 単位認定に関わる補充を除いて、補習は自粛する

2 第3学区

感染が見られるが、学区内にクラスターの発生がないことから、活動自粛内容の一部を下記のとおり緩和する。

(1) 部活動について

部活動を行わない日を平日(月～金)2日を1日に緩和(土日は引き続き1日)

※なお、対外試合・合同練習については、新たな感染が発生していることから、引き続き認めない

(2) 学習支援のための補習

平日の週4日午前中に限り認める

3 第5学区

感染発生がないことから、第3学区の緩和内容に加え、部活動の対外試合・合同練習について、第5学区内の2校までの実施を認める。

ただし、実施場所は2校のいずれかの学校内とする。

4 その他

新学期については、感染防止対策を実施しながら、通常のエ育活動の再開に向けて準備する。